

## R5年5月8日以降の 平時から求められる感染症対策

今年度も感染症対策への協力をお願いします。変更がある場合は、SHR等でその都度連絡します。

参照：文部科学省 「衛生管理マニュアル（2023.5.8～）」

### 1. 健康観察

- 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、自宅での休養を徹底してください。
- \* 普段と異なる症状が、登校後にでてきた場合は、保健室に来てください。
- \* エスパ入力は不要です。これまで毎日入力してくれて、ありがとう。

### 2. 咳エチケットの徹底

- 感染症を他者に感染させないために、咳・くしゃみをする際は、マスクを着用する、ティッシュやハンカチ、袖の内側などで口・鼻を覆いましょう。



### 3. 常時換気

- 原則、2方向の窓を同時に開け（20cm程度）、常時換気を行います。



- 常時換気が難しい場合は30分に1回以上数分間程度、窓を全開にしましょう。

### 4. マスクの着用

- 学校教育活動においては、マスクの着用を求めないことが基本となります。マスクの着脱は個人の判断で行ってください。
- \* マスクをする・しないを含め、一人ひとりの意見やお互いの思いを大切に、学校生活を送りましょう。

#### <マスクの着用を

#### 推奨する場面>

登下校時に混雑した電車やバスを利用する場合や校外学習等で医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など

### 5. 手洗い

- 外から教室等に入るときやトイレの後、昼食の前後などこまめにかつ丁寧に手を洗いましょう。
- 手を拭くタオルやハンカチを忘れずに。
- 手指消毒液は補助的に活用しましょう。
- 手指で目・鼻・口をできるだけ触らないようにしましょう（接触感染予防）



### 6. 身体全体の抵抗力を高める

- 十分な睡眠、適度な運動、バランスのよい食事を意識した生活をしましょう。



- ワクチンについては、おうちの人と相談をしましょう。

\* これまでお願いしていた「身体的距離の確保」や「昼食時の飛沫を飛ばさないような工夫」については、感染流行時（地域や学校において感染が流行している場合など）にお願いすることとなります。

## R5年5月8日以降の 新型コロナウイルス感染症に関わる出席停止

変更がある場合は、SHR等でその都度連絡します。

参照：文部科学省 「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）」

- 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された際の出席停止期間は

「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」

- \* 「症状が軽快」＝解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあること
- \* 発症した日、症状が軽快した日の翌日から起算します。
- \* 出席停止解除後も、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨します。
- \* 出席停止解除後は、本校所定の「出席停止証明書」を保護者が記載し、HR担任に提出してください。  
「出席停止証明書」：ホームページからのダウンロード、保健室に取りに来る
- \* 感染が判明したら、各学年に電話連絡をお願いします。

- 感染が不安で欠席する場合は、まずは学年に電話をお願いします。